凡例
時日時 場場所 集集合 人対象・定員 費費用 内内容 師講師 保一時保育 締締切日 申申込 問問合先 HPホームページ eEメール

税の申告はお早めに 2/16(金)～3/15(木)

所得税確定申告書作成会場は東京国税局(築地)

住民税

区から住民税の申告書を2/13(火)に発送します(受付は2/16(金)～)。

下表の特別区民税・都民税申告受付場所で申告してください。

受付場所	受付期間
江東区文化センター2階臨時窓口(東陽4-11-3)	2/16(金)～3/15(木) 9:00～16:30 土・日曜を除く
総合区民センター6階サブ・レクホール(大島4-5-1)	3/1(木)～3/7(水) 9:00～16:30 土・日曜を除く

[申告の必要な方(別表1)]

平成30年1/1現在、区内在住で、前年中(平成29年1月～12月)に収入のあった方のうち申告不要とされていない方

[申告に必要なもの]

①マイナンバー個人番号と身元が確認できる書類(別表2)②収入・所得を確認できるもの(給与や年金の源泉徴収票、給与明細書など)③社会保険料(健康保険や国民年金)の領収書など④生命保険料・地震保険料などの控除証明書⑤身体障害者手帳など⑥医療費の明細書など⑦印鑑

[申告の必要のない方(別表1)]

○所得税の確定申告をする方○勤務先から給与支払報告書が提出されている方○公的年金収入のみで医療費等の控除の追加のない方など

※申告の必要のない方でも、非課税証明書の発行や国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険等の基礎資料となるため、申告が必要な場合があります。

平成30年度住民税の主な改正点

[給与所得控除の見直し]

給与所得控除の上限が適用される給与収入について、平成29年分以後は1,000万円(控除額220万円)に引き下げることとされました。

[医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)の創設]

健康の維持増進および疾病の予防など一定の取り組みを行っている個人が、平成29年1/1から本人や本人と生計を一にする親族にかかる特定一般医薬品等の購入費用を、1年間に1万2,000円を超えて支払った場合には、1万2,000円を超える額(控除限度額8万8,000円)を所得控除できるようになりました(従来の医療費控除との重複の申告は不可)。

[医療費控除・セルフメディケーション税制の申告時における「明細書」の添付義務化]

医療費控除・医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)のいずれかの適用を受ける場合は、領収書の代わりに「医療費控除の明細書」、「セルフメディケーション税制の明細書」をご自身で作成し、申告書提出の際に添付してください(平成32年度の住民税申告までは、従来どおり医療費の領収書の添付でも申告可能)。各種明細書の様式は区または国税庁のホームページからダウンロードするか、区役所・出張所の窓口でも配布しています。医療費控除の明細書の記入方法については、別表3をご覧ください。

所得税

所得税および復興特別所得税、個人事業者の消費税および地方消費税、贈与税の申告書作成会場を右表のとおり東京国税局に開設します。

江東西・東税務署内に申告書作成会場はありません。

所得税および復興特別所得税の確定申告とは

毎年1/1から12/31までの1年間に生じたすべての所得の金額と、それに対する所得税および復興特別所得税の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などとの過不足を精算する手続です。

申告書作成会場	開設期間
東京国税局1階(中央区築地5-3-1) **[交通案内]**都営大江戸線「築地市場駅」徒歩1分、東京メトロ日比谷線「東銀座駅」徒歩7分・「築地駅」徒歩8分、都営バス錦11系統「築地駅前降車専用バス停」徒歩10分	2/14(水)～3/15(木)(土・日曜を除く。ただし、2/18(日)・25(日)は開設) **[受付時間]**8:30～16:00 **[相談時間]**9:15～

※期限間近になると、申告書作成会場は大変混雑し、長時間お待ちいただくことが予想されます。申告書はご自分で作成して、できるだけお早めにご提出ください。

東京国税局案内図

※ご来場の際は公共交通機関をご利用ください。

国外に居住する扶養親族を扶養控除の対象とする方へ

国外に居住する扶養親族を扶養控除の対象とする場合には、親族関係書類のほかに送金関係書類の添付または提示が必要です。

医療費控除を受けられる方へ

医療費控除の適用を受けようとする場合には、医療費控除の明細書の添付が必要です(別表3)。

申告書にはマイナンバーを記載

申告書にはマイナンバー(個人番号)の記載が必要です。税務署では本人確認(番号確認および身元確認)を行いますので、個人番号と本人であることを確認できる書類の提示または写しの添付が必要です(別表2)。

※郵送で申告書を提出する場合は、マイナンバーカードの表面および裏面の写しまたは番号確認書類および身元確認書類の写しを添付してください。

※ご自宅からe-Taxで送信する場合は、本人確認書類の提示または写しの提出は不要です。詳しくは国税庁ホームページ(HP https://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm)をご覧ください。

申告書の作成は国税庁ホームページで

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」(HP https://www.keisan.nta.go.jp/h29/ta_top.htm)を利用すれば、画面の案内に従って金額等を入力することで、税額などが自動的に計算され、計算誤りのない申告書を作成することができます。

平成29年分の確定申告にあたっては、「確定申告書等作成コーナー」で作成した確定申告書を印刷して税務署に郵送等により提出してください。また、「e-Tax(電子申告)」を利用して提出することもできます。詳細はe-Taxホームページ(HP http://www.e-tax.nta.go.jp)をご覧ください。

[「e-Tax・作成コーナー」ヘルプデスク(確定申告期)]

☎0570-01-5901

[受付時間]3/15(木)まで(月～金曜および2/18・25、3/4・11の日曜、9:00～20:00)

作成済みの申告書等の提出は郵送または窓口で

江東西・江東東税務署に郵送(第一種郵便物または信書便物)するか、各税務署の窓口(平日8:30～17:00)にご提出ください。

[江東東税務署管内を除く江東区にお住まいの方の提出先]

江東西税務署(〒135-8311猿江2-16-12)

[亀戸・大島・北砂・東砂・南砂・新砂にお住まいの方の提出先]

江東東税務署(〒136-8505亀戸2-17-8)

公的年金を受給されている方へ

公的年金等の収入金額の合計額(複数から受給されている場合、その合計額)が400万円以下であり、かつ、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合において、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、所得税および復興特別所得税の確定申告は必要ありません。

※この場合でも、所得税および復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告をする必要があります。

※公的年金等に係る雑所得以外の所得があり、その所得金額が20万円以下で所得税および復興特別所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

税理士による無料申告相談

右表のとおり税理士による無料申告相談を実施しますのでご利用ください(会場が混雑している場合は、受付を午前中に締め切る場合があります)。

※小規模納税者の所得税および復興特別所得税・個人事業者の消費税および地方消費税、年金受給者ならびに給与所得者の所得税および復興特別所得税の申告書を作成して提出できます(土地、建物および株式などの譲渡所得のある場合や住宅借入金等特別控除を受ける場合を除く)。

※確定申告に必要な書類、計算器具、筆記具、印鑑、申告する方の金融機関・口座番号がわかるもの等をご持参ください。なお、事業所得・不動産所得の収入・仕入・経費の金額については、あらかじめ集計し、医療費控除を受けられる方は、医療費控除の明細書を作成し、ご来場ください。

[住民税の問合先]

区課税課

☎3647-8001・8002・8004、FAX3647-4822

「税理士による無料申告相談」開催日程

開催日・開催会場(江東西税務署管内)		時間
2/6(火)～9(金)	江東区文化センター展示室(東陽4-11-3)	**[相談]** 9:30～12:00 13:00～16:00 **[受付]** 9:30～15:00 ※混雑状況等により、早めに受付を終了する場合があります。
2/13(火)～15(木)		
開催日・開催会場(江東東税務署管内)		
2/8(木)～9(金)	砂町文化センター3階第2研修室(北砂5-1-7)	
2/20(火)～22(木)	総合区民センター6階サブ・レクホール(大島4-5-1)	

※ご来場の際は公共交通機関をご利用ください。

※申告書等の提出のみの方は、税務署に直接お持ちいただくか、郵送でご提出ください。

[所得税および復興特別所得税・個人事業者の消費税および地方消費税・贈与税の問合先]

江東西税務署☎3633-6211(代)

江東東税務署☎3685-6311(代)

[個人事業者の消費税の問合先]

中央都税事務所☎3553-2157

確定申告等の障害者控除認定書

要介護1以上で条件に該当する65歳以上の方に発行

平成29年12/31(基準日)において、下記の条件に該当する方を対象に、確定申告および住民税申告で障害者控除の適用を受けることができる「障害者控除対象者認定書」を交付します。なお、基準日において要介護4・5の方は、区の住民税申告時に限り、認定書のかわりに介護保険被保険者証を窓口に提示または写しを添付することで障害者控除を受けることができます。詳細は区ホームページをご覧ください。

人 次の条件にすべて該当する方○区内在住で65歳以上○介護認定が要介護1～5※要支援1・2の方は該当しません○区で定めた身体等の条件に該当する方※介護認定を受けていなくても常に寝たきりで排せつ等の日常生活に支障のある場合には該当します。事前にご相談ください。

申 申請書(区ホームページから入手可)、申請者の身分証明書の写し、対象者の介護保険証の写し、82円分の切手を貼った封筒に郵送先を記入したものを、〒135-8383区役所介護保険課在宅支援係へ郵送、または申請者の身分証明書および対象者の介護保険証を持参し、窓口(区役所3階4番)で☎3647-4319、FAX3647-9466

介護費用の一部は所得控除の対象

保険料・サービス利用料・おむつ代

お支払いいただいた介護保険料・介護サービス利用料の一部およびおむつ代は税の申告の際に所得控除の対象となります。

介護保険料

社会保険料控除の対象となります。社会保険料控除額を記入する際、下表の書類で納付金額をご確認ください(領収証の添付は不要)。確認書類を紛失した場合は、介護保険課で1年間の納付確認書を発行します。

介護保険料の納付金額を確認する書類

納付方法	申告書を記入する際に金額を確認する書類
年金から差し引き※	平成29年分公的年金等の源泉徴収票(日本年金機構から1月に送付済み)
納付書で支払い	平成29年中の領収印のある介護保険料の領収書
□座振替	□座振替済のお知らせ(区介護保険課から12月下旬に送付済み)

※遺族年金・障害年金から差し引きされている方で、平成29年中の納付額が不明な方は、お問い合わせください。

本年度中に納付方法が切り替わった方は、該当する確認書類の金額を合計していただく必要がありますので、ご注意ください。

問 介護保険課資格保険料係☎3647-9493、FAX3647-9466

介護(介護予防)サービス利用料

在宅・施設サービス利用料は、医療費控除の対象となる場合があります。確定申告の際、医療費控除対象額が記載された領収書等を添付してください。

[在宅サービス]

医療に係る次のサービス(介護予防サービスも含む)は、ケアプランに基づいて利用している場合、自己負担額全額が控除の対象となります。

○訪問看護○訪問リハビリテーション○居宅療養管理指導○通所リハビリテーション○短期入所療養介護(ショートステイ)○定期巡回・随時対応型訪問介護看護(一体型事業所で訪問看護を利用しない場合)○複合型サービス(医療系介護サービスを含む組合せにより提供されるもの(生活援助中心型の訪問介護の部分を除く))

また、前記のいずれかのサービスと併せて利用したときは、次のサービスも医療費控除の対象となります(介護保険の支給限度額内の利用に限る)。

○訪問介護(ホームヘルプ※生活援助中心型を除く)○訪問入浴介護○通所介護(デイサービス)○夜間対応型訪問介護○地域密着型通所介護○認知症対応型通所介護○小規模多機能型居宅介護○短期入所生活介護(ショートステイ)○定期巡回・随時対応型訪問介護看護(一体型事業所で訪問看護を利用しない場合および連携型事業所に限る)○複合型サービス(医療系介護サービスを含まない組合せにより提供されるもの(生活援助中心型の訪問介護の部分を除く))○訪問型サービス(現行相当サービスに限る※生活援助中心のサービスは除く)○通所型サービス(現行相当サービスに限る)

※「高額介護サービス費」により支給された金額は医療費控除から除かれます。

施設サービス

施設の種類	控除対象となる費用
特別養護老人ホーム	支払った施設サービス費(介護費、食費、居住費)の1/2
介護老人保健施設・介護療養型医療施設	支払った施設サービス費(介護費、食費、居住費)の全額

※特別な食費・居住費および日常生活費は対象とはなりません。

問 介護保険課給付係☎3647-9498、FAX3647-9466

おむつ代

寝たきり(おおむね6か月以上)の方のおむつ代は、医療費控除の対象となります。申告には、領収書と主治医が発行した「おむつ使用証明書」が必要です。2年目以降は、要介護認定を受けている方で一定の条件に合う場合、証明書を介護保険課で発行する「おむつ使用の確認書」に代えることができます。

問 介護保険課庶務係☎3647-9481、FAX3647-9466

別表1 あなたの申告は?

○ここでは、主な例を挙げましたが、これに該当しない場合もあります。詳細は、税務署または区役所課税課にお問い合わせください。

	あなたの場合	区役所に申告(住民税)	税務署に確定申告(所得税)
①	収入は給与所得のみで年末調整をしている。所得税・住民税は給与から差し引かれている	**不要です** ※1	**不要です**(医療費等の控除の追加をすると税金が還付される場合があります)
②	給与収入が2,000万円を超えている	**必要です**(所得税で確定申告された方は不要です)	**必要です**
③	給与以外の所得が20万円を超えている		
④	給与を2か所以上から受けている		
⑤	昨年途中で退職し、年末調整されていない		
⑥	アルバイト・パート収入が103万円を超える(年末調整されておらず、基礎控除以外の控除はない)		
⑦	アルバイト・パート収入が103万円以下		**不要です**(所得税が源泉徴収されている方は、申告すると税金が還付されます)
⑧	公的年金収入のみで年金収入が400万円以下(2か所以上のところから支給されている場合はその合計)	**不要です** ※2(医療費等の控除の追加をする場合は申告することができます)	**不要です**(還付を受ける場合は申告することができます)
⑨	上記⑧の方のうち、65歳以上で年金収入が155万円以下または65歳未満で年金収入が105万円以下の方	**不要です** ※2	**不要です**(還付を受ける場合は申告することができます)
⑩	障害年金・遺族年金を受けていて、他に所得なし	**不要です** ※3(申告が必要な場合があります)	**不要です**
⑪	昨年の収入なし		

※1 勤務先からの報告がありますので、申告は不要です。
※2 公的年金の支払先からの報告がありますので、申告は不要です。
※3 非課税証明書の発行や国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険などの基礎資料となりますので、収入の有無にかかわらず、申告が必要な場合があります。

別表2 本人確認の方法および身元確認書類

本人確認の方法	個人番号の確認		身元の確認
個人番号カードをお持ちの場合	個人番号カード		
個人番号カードをお持ちでない場合	通知カードまたは住民票(番号付き)など	＋	身元確認書類(※1)

※1 身元確認書類の例(以下の書類をお持ちでない場合は、課税課までお問い合わせください)

A 個人識別事項が記載され、かつ写真の表示等により個人番号提供者が確認できる書類
・運転免許証 ・運転経歴証明書(交付年月日平成24年1/1以降に限る)
・パスポート ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳(愛の手帳)
・在留カード ・特別永住者証明 ・写真付身分証明書(学生証、資格証明書等) の中から1点

B Aの書類をお持ちでない場合に個人番号提供者が確認できる書類
・国民健康保険等の被保険者証 ・健康保険日雇特例被保険者手帳 ・共済組合員証
・国民年金手帳 ・(特別)児童扶養手当証書
の中から1点(課税課以外の手続きでは2点必要です)

C AおよびBの書類をお持ちでない場合に個人番号提供者が確認できる書類
・写真なし身分証明書(学生証、資格証明書等) ・公共料金の領収書 ・納税証明書
・印鑑登録証明書 ・戸籍の附票の写し(謄本もしくは抄本も可) ・住民票の写し
・住民票記載事項証明書 ・母子健康手帳 ・住民税納税通知書 の中から2点

別表3 医療費控除の明細書の記載例

江東太郎さんの例(生計が同じ妻:花子さん)

江東太郎さんが受けた医療

2/18 ■■病院 診療 6,000円 ①

5/28 ■■病院 診療 3,400円 ①

▲▲薬局 医薬品 700円 ②

江東花子さんが受けた医療

9/13 ○○診療所 診療 3,300円 医薬品1,100円 ③

病院・薬局ごとに医療費を合計して記載

医療費の明細欄の書き方

(1)医療を受けた方の氏名	(2)病院・薬局等支払い先の名称	(3)医療費の区分	(4)支払った医療費の額
① 江東太郎	■■病院	☑医療・治療□介護保険サービス☑医薬品購入□その他の医療費	9,400円
② 同上	▲▲薬局	□医療・治療□介護保険サービス☑医薬品購入□その他の医療費	700円
③ 江東花子	○○診療所	☑医療・治療□介護保険サービス☑医薬品購入□その他の医療費	4,400円

2月の放送予定 区の情報番組 江東ワイドスクエア

ケーブルテレビ 11ch 9:00、12:00、15:00、19:00～放送

★江東かわら版「こうとう伝統と未来の応援寄附金」

江東区を応援したいという方々の想いを寄附という形で実現させる制度について、手話付きでご紹介します

2/4～10放送

すでに放送した分は、区ホームページ「江東ワイドスクエア」からご覧いただけます

都合により、内容が変更となる場合があります。あらかじめご了承ください。

番組に対するお問い合わせ、放送終了後番組のDVD貸出は広報広聴課報道係へ☎3647-8589、FAX5634-7538

1/28(日)～2/3(土)
●今週の話題(ニュース) 区内で行われたイベントや出来事をお伝えします
●こうとう子育て応援隊 リポーターが区内の子育て施設を訪れ、施設の紹介や利用者の皆さんへのインタビューなどを行います
●こうとう再発見!ラウンドトリップ 区内の各エリアを、まち歩きコースとともに紹介した「江東区観光周遊MAP」などを参考に、リポーターがめぐります。今回は湾岸・豊洲エリアです

2/4(日)～10(土)
●今週の話題(ニュース) 区内で行われたイベントや出来事をお伝えします
●江東かわら版「こうとう伝統と未来の応援寄附金」 ★
●江東未来通信 様々な分野で活躍する若い区民の方たちをご紹介します
●すくすくスクール 越中島小学校の特色ある授業や学校生活の様子をご紹介します

2/11(日・祝)～17(土)
●今週の話題(ニュース) 区内で行われたイベントや出来事をお伝えします
●知ってましたか?新規・リニューアル施設 今年度、新規開設やリニューアルした施設をまとめてご紹介します
●青少年健全育成シンポジウム 1/28、中学生・高校生が参画して江東区文化センターで行われたシンポジウムの模様をお伝えします

2/18(日)～24(土)
●今週の話題(ニュース) 区内で行われたイベントや出来事をお伝えします
●中学生職場体験実習 区立中学校の生徒が区内の企業等で実際に働いたり、働く人たちと接したりする職場体験実習についてご紹介します
●アンコール放送 モノづくり魂(平成26年度放送) 区内でモノづくりに携わる企業を取り上げます

2/25(日)～3/3(土)
●今週の話題(ニュース) 区内で行われたイベントや出来事をお伝えします
●こうとう学びフォーラム 2/2に江東区文化センターで開催される区立小・中学校の取り組みを発表するフォーラムの模様をお伝えします
●中学生「東京駅伝」大会 2/4に調布市の「味の素スタジアム」で開催される駅伝大会の模様をお伝えします

ラジオこうとう 79.2MHz(レインボータウンFM)、インターネット(サイマル・リスラジ)でお聴きになれます
日曜 10:00～10:20 イベントやまちの情報
水曜 18:00～18:10 タイムリーな区政情報

善意のご寄付に心から感謝申し上げます

社会福祉協議会では皆さまからのあたたかなご寄付を地域福祉向上のため有効に使わせていただきます。

平成29年12月分(敬称略・受付順)

▼田中商店・田中孝彦1万円▼砂町都営住宅連合自治会3万円▼(公社)江東西法人会青年部会3500円▼(公社)江東西法人会女性部会7万5100円▼(株)ワイズマート代表取締役吉野秀行20万円▼(株)羽田野建設代表取締役羽田野勤1万円▼松坂雅生3万円▼伊藤邦子1278円▼北村多加子1万円▼(一社)東京都トラック協会深川支部20万円▼田口安雄50万円▼鈴木淳一10万円▼宝見正治1000円▼湯浅民子5万円▼吉川宏1万円▼Wコンフォートタワーズ社会奉仕クラブ1万円▼東京都立第三商業高等学校生徒8万2009円▼亀ヶ渡基治1万円▼加藤玉枝100万円▼福島勝雄1万円▼長島有一2万円▼長橋いね子3万5000円▼菱幸運輸(株)新木場営業所5万円▼茶々の会代表者・森田宗政10万円▼ASA砂町(株)ニュースネット6万7900円▼亀戸中央通り歯科1万1000円▼匿名9件 計320万9333円

問 江東区社会福祉協議会 〒135－0016 東陽6－2－17(高齢者総合福祉センター内) FAX☎(3647)5833 (3647)1895

「にせ税理士」「にせ税理士法人」にご注意を 税理士資格の無い者が税務相談、税務書類の作成、税務代理をすることは、法律で禁じられています。専門的知識が欠けていること等により、依頼者が不測の損害を被るおそれもあります。税理士は、税理士証票を携帯し、税理士バッジを着用しています。詳しくは、東京税理士会のホームページ(HP http://www.tokyozeirishikai.or.jp)をご覧ください。

ケーブルテレビ加入についてのお問い合わせは、フリーダイヤル☎0120-44-3404 東京ベイネットワーク(株)まで。